

# 大分県報

令和七年  
第六〇七号  
五月十三日

（火曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正……………一

### 告示

指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………一

指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止……………二

道路区域の変更（二件）……………二

道路の供用開始（二件）……………三

津久見都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………三

県営住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託……………四

### 選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の  
一部訂正……………四

### 公告

開発行爲の完了……………四

競争入札参加者の資格に関する公示……………四

一般競争入札の実施……………五

## ○教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月十三日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の小学校の部の第一級学校の款の竹田市の中「菅生小学校、」を削り、同部の第三級学校の款の佐伯市の項を削り、同部の第四級学校の款を削り、同表の中学校の部の第三級学校の款を削る。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

## ○告示

大分県告示第二百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 処分をした年月日

令和七年四月二十八日

二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社みらい	大分市大字津守三九二番地三	デイサービスみらい	別府市浜脇一丁目二番五号	通所介護

三 処分の内容

平成二十九年八月十七日付け指令高齢福祉第五十号で指定した居宅サービス事業所について、指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

四 指定取消年月日

令和七年五月一日

五 処分の理由

- 1 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったため。
- 2 法第七十六条第一項の規定による命令に対し虚偽の報告を行ったため。

大分県告示第二百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 処分をした年月日

令和七年四月二十八日

二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社みらい	大分市大字津守三九二番地三	ヘルパーステーション浜脇	別府市浜脇一丁目四〇七九番地ニシーサイドヒルズ駅前三〇五	訪問介護

三 処分の内容

令和四年六月二十一日付け指令高齢福第三十号で指定した居宅サービス事業所について、指定の全部の効力を停止する。

四 処分の期間

令和七年五月一日から同年七月三十一日まで

五 処分の理由

指定訪問介護事業の訪問介護サービス費を不正に請求していた事実が確認されたため。

大分県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
------------	----	---------	-------	----	----

道路の種類及び路線名 県道宝珠山日田線	区間	前	後	備考
		日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番一地从先から 日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番九まで	日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番五から 日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番六まで	
		メートル 八・四 四・三	メートル 八・四 四・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名 県道宝珠山日田線	区間	前	後	備考
		日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番九から 日田市大字鶴河内字明ヶ谷一四五六番三まで	日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番九から 日田市大字鶴河内字明ヶ谷一四五六番三まで	
		メートル 六・二 四・三	メートル 六・二 四・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番七から 日田市大字鶴河内字中藪 口一四五〇番八まで		B	一七・〇 四・〇	八二・八
--	--	---	-------------	------

大分県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道宝珠山日田線	日田市大字鶴河内字中藪口一四五〇番一地从先から 日田市大字鶴河内字中藪口一四五〇番九まで	令七・五・一三

大分県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道宝珠山日田線	日田市大字鶴河内字中藪口一四五〇番九から 日田市大字鶴河内字明ヶ谷一四五六番三まで	令七・五・一三

大分県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、津久見都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。  
同規則第四条の規定により、津久見市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができ、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。  
令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類  
津久見都市計画道路  
二 都市計画の変更に係る事項  
津久見都市計画道路中三・四・十一号長野堅浦線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・四・十一号 長野堅浦線	津久見市大字上青江 字長野	津久見市大字堅浦字 久保浦	一部区域の変更 一部線形の変更 一部幅員の変更

（区域は、別図のとおり）

- 三 公聴会の開催日時等  
開催日時 令和七年六月十七日 午後七時から  
開催場所 津久見市民ふれあい交流センター大会議室
- 四 閲覧期間  
令和七年五月十四日から  
令和七年五月二十八日まで
- 五 公述申出期限  
令和七年五月二十八日まで
- 六 都市計画の変更の案の閲覧場所  
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第二百四十号

地方自治法施行令第等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町一丁目二番二号

大分県住宅供給公社

理事長 渡辺 文雄

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者野中慎也の出納責任者浜田一成から訂正の届出があったので、衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和七年大分県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年五月十三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

第一回報告分の収入中

「参政党大分第一支部 784,122円」を

「参政党大分第一支部 719,742円」に

「今回計 1,042,402」を

総計 1,042,402」を

「今回計 978,022」に改める。  
総計 978,022」

○公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市宇目大字南田原字池ノ尻二百七十六番四ほか二筆及び大字小野市字上洗四千七百

五十七番十四ほか八筆

二 開発区域の面積

一万九千七百九十五・三一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

佐伯市宇目大字南田原二百八十三番地二

佐伯広域森林組合 代表理事組合長 戸高 壽生

完了検査年月日

令和七年四月二十一日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年五月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察IT資産管理サーバ等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号) 第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九條第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者(基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

## 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)

(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

(1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

(2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

## 三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### 1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

### 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

### 3 申請の時期

令和七年五月十三日から同年六月二日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

### 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### 1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

#### 2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。

### 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

#### 1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

#### 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

### 六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書(変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

#### 場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年5月13日

<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察 IT 資産管理サーバ等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで (60 か月) (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)</p> <p>(3) 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p> <p>2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準 (物品・役務) (以下「運用基準」という。) による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を 9 に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から 10 に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定す</p>	<p>る暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和 7 年 6 月 17 日 (火) 午後 5 時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間 電子入札システムにより入札参加申請を、令和 7 年 5 月 13 日 (火) 午前 10 時から同年 6 月 20 日 (金) 午後 5 時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札 (見積) 参加届出書」 (運用基準様式第 2 号) 及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和 7 年 6 月 20 日 (金) 午後 5 時 (必着) までに持参又は郵送 (書留郵便) により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 電話 097-536-2131 (内線 2263)</p> <p>5 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和 7 年 5 月 13 日 (火) から同年 6 月 2 日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p>
---	---

<p>大分県ホームページ (<a href="https://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html">https://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</a>) から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法及び日時 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和7年6月26日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和7年6月21日(土)から同月26日(木)午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和7年6月26日(木)午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和7年6月27日(金)午前11時</p> <p>11 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 (内線2263)</p> <p>18 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他</p>
---	--

- (1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

20 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented  
Oita Prefectural Police IT asset management server and others complete
- (2) Time limit for tender  
5:00 p.m. 26 June 2025
- (3) Office  
Information Administration Division,Oita Prefectural Police  
3-1-1 Ohte-machi,Oita city 870-8502  
Tel 097-536-2131